

地域の安全

危険物取扱者

守るため

法定講習（保安講習）

受講しましょう!!

- ◆危険物の取扱いに従事している方は、3年に一度の受講義務があります。※受講の期限については、下図をごらんください。
- ◆受講の申し込みは、各地区(市)危険物安全協会へ
- ◆受講申請書は危険物安全協会のほか、各消防、県地方局・支局にも
- ◆受講するには、手数料4,700円分の県収入証紙が必要です。
- ◆講習日程や会場などは、愛媛県危険物安全協会連合会のホームページで確認
- ◆その他、お問い合わせは、愛媛県危険物安全協会連合会へ

受講しないと
ダメダーク!!



愛媛 危険物 安全

検索

☎089-924-6618

法定（保安）講習の受講期限



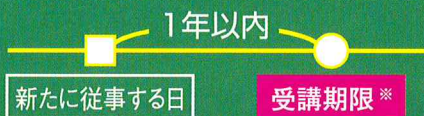
継続して危険物取扱作業に従事している人



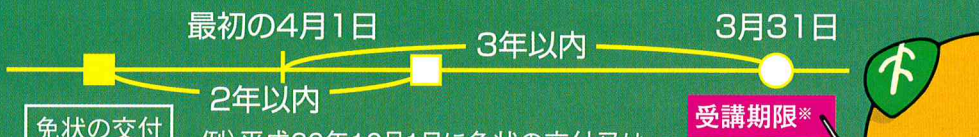
例) 平成27年10月1日に受講した場合
最初の4月1日: 平成28年4月1日 次回の受講期限: 平成31年3月31日



新たに
従事する人



新たに従事する人のうち過去2年以内に免状の交付または講習を受けている人



例) 平成26年10月1日に免状の交付又は講習を受け28年5月1日から新たに従事する場合
最初の4月1日: 平成27年4月1日
次回の受講期限: 平成30年3月31日

※講習受講後の次回受講期限は、「継続して危険物取扱作業に従事している人」と同じ扱いになります。

